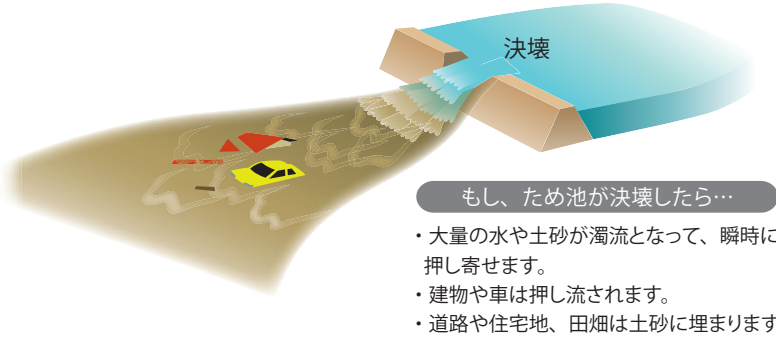


広島市ため池ハザードマップ

とう じょう
東 浄

平成28年熊本地震や、平成30年7月豪雨などの近年の災害において、ため池が決壊し、下流の地域で被害が発生しています。このマップを活用して、ため池が決壊した場合に被害が予想される範囲や、避難方法を確認しましょう。



もし、ため池が決壊したら…

- ・大量の水や土砂が濁流となって、瞬時に押し寄せます。
- ・建物や車は押し流されます。
- ・道路や住宅地、田畑は土砂に埋まります。

いざというときの緊急連絡先 (TEL)

(ため池に異常がみられた場合)
東区役所 維持管理課 **082-568-7786**

広島東警察署 **082-506-0110**

東消防署 **082-263-8401**

警察 **110** 消防 **119**

災害時の安否確認

- 電話からは「災害用伝言ダイヤル」 **171** (局番なし)
- パソコン・スマートフォン・携帯電話からは「web171」
<https://www.web171.jp/>

積極的に防災情報を入手しよう

広島市では、災害時における防災情報をさまざまな形で配信しています。

広島市防災ポータル

避難情報の発令状況、避難場所の開設状況等を確認できます。

パソコンサイト <https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/> スマートフォンサイト

広島市防災情報メール

下記アドレスに、空メールを送信して、登録してください。

空メール送信 entry@k-bousai.city.hiroshima.jp

ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」

災害発生前に適切な避難行動を行うための防災アプリです。避難指示等の発令時、開設中の最寄りの避難所へのルートを表示しています。

※読み込みが出来ない場合、下部の「広島市防災情報サイト」よりアクセスしてください。

IOS Android

ため池決壊について知ろう

ため池決壊の原因 (大雨と地震)

大雨

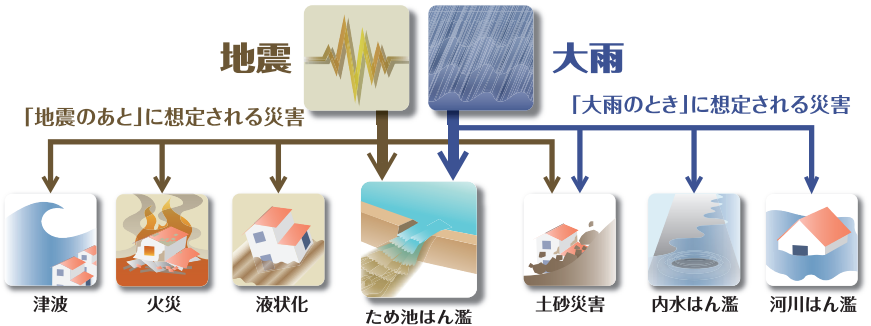
集中豪雨や長雨、土砂災害や流木などによって、ため池の水位が上昇すると、堤防で漏水が起こったり、越水した水の勢いで堤防が侵食されて、ため池が決壊するおそれがあります。

地震

地震による強い揺れによって、堤防に亀裂や陥没などが発生したり、地盤が液状化して、ため池が決壊することもあります。

ため池決壊と同時に発生するおそれがある災害

ため池が決壊するおそれがある状況では、周辺で様々な災害が発生していることが考えられます。ため池決壊と同時に注意が必要です。



ため池について、もっと詳しく知るには

防災重点ため池と位置付けているため池の基礎情報及び浸水想定区域を提供しています。

ため池マップ

万が一大地震などによりため池が決壊した場合に想定される下流への影響範囲などを示した、「浸水想定区域図」を公開しています。

地図検索

ため池について学ぶ

ため池の災害について、学ぶことができます。

学ぶ

広島市では災害に応じてハザードマップを作成しています。

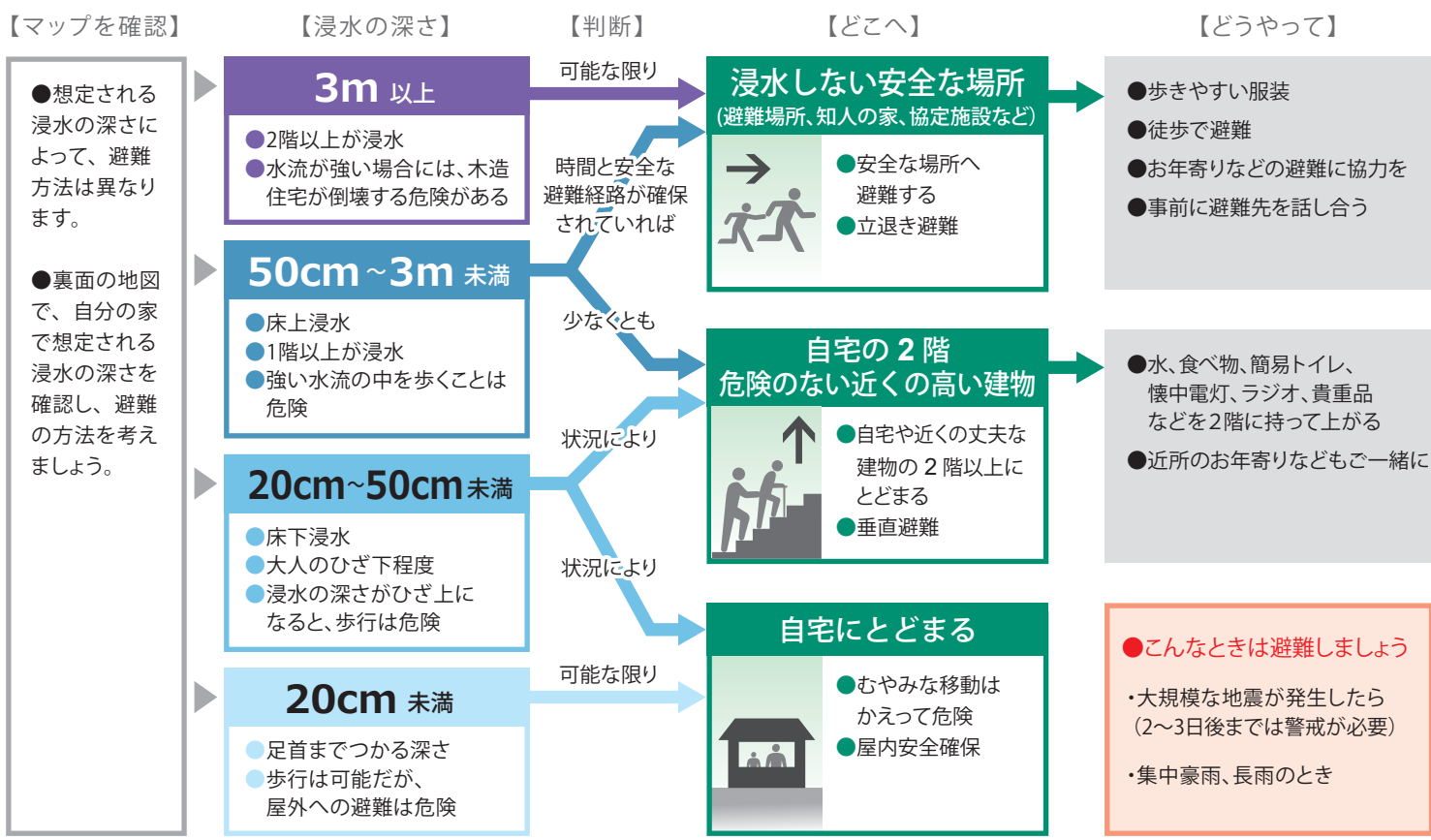
適切な避難行動がとれるよう、ため池ハザードマップとあわせてご自宅等の想定される被害をご確認ください。

防災情報サイト

防災情報サイト <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/>

各災害について知る-備える ハザードマップ 避難場所 情報収集-情報伝達 避難行動をとる 非常持ち出し品-準備品を揃える 防災を動画で学ぶ 防災を親子で学ぶ

ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ



正確な情報を入手しよう

ため池専用の避難情報はありませんが、土砂災害や洪水など、他の災害による危険性の高まりに応じて、避難情報を発令しますので避難開始の参考としてください。

広島市 → 避難情報 → 住民のみなさん

- 広島市防災行政無線
- 広島市防災ポータル
- 広島市防災情報メール
- 広島市ホームページ
- SNS (ツイッター、フェイスブック、LINE)
- 緊急速報メール (エリアメール)
- ひろしま避難誘導アプリ
- Lアラート
- サイレン

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

出典：内閣府 (防災担当) 令和3年5月 避難情報に関するガイドライン

